

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第69号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）及び職場適応訓練（以下「公共職業訓練等」と総称する。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第20条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者</p> <p>(2)～(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）及び職場適応訓練（以下「公共職業訓練等」と総称する。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第22条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者</p> <p>(2)～(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。